「手前どりＰＲレールＰＯＰ」による食品ロス削減 実施要領

１　目的

「手前どり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品や販売期限の迫った商品等を積極的に選ぶ購買行動である。

府中市が啓発用のＰＯＰを作成し、協力店舗で期限が短い商品棚に掲示してもらうことで、消費者（市民）に食品ロス削減への協力をお願いするとともに、食品ロス削減の周知や啓発することを目的とする。

２　対象事業者

府中市内で営業する小売店舗（以下「店舗」という。）とする。

３　実施期間

年間を通して実施することとする。特に１０月の食品ロス削減月間などには必ず掲示する。

４　取組内容

(1)店舗は、期限が短い商品棚に、府中市から交付されたＰＯＰを掲示し、消費者（市民）へ手前どりの取組について周知するとともに、手前どりの協力をお願いする。

(2)店舗は、商品の発注数を調整したり、店内で販売する商品の作り過ぎ

を見直すなどして、店舗から発生する食品ロスの削減に努める。

(3)店舗は、府中市が実施する食品ロス削減の取組に関する調査に協力す

るものとする。

５　申請方法

1. 所定の申込書（様式１）に必要事項を記入し、持参、郵送、ＦＡＸ、ＥメールまたはＬＯＧＯフォームのいずれかの方法で府中市へ提出する。
2. 府中市は、提出された申込書を確認し、対象事業者と認められる場合は、協力店舗名簿に記載し、申請者または店舗に対してＰＯＰを交付する。

６　設置店舗の紹介

府中市は、設置店舗を府中市ホームページ等で紹介する。

なお、申請者は応募した時点で店舗情報を府中市ホームページ等へ掲載

することを承諾したものとする。

７　承認の抹消

1. 府中市は、店舗が要件を満たさなくなった場合や、承認を適当でない

と判断した場合は、協力店舗名簿から取り消すことができる。

1. 承認を取り消された店舗は、速やかにＰＯＰの掲示を取りやめること。

８　様式

　　　この要領の施行について必要な申込書類の様式は、別に定める。

９　その他

　　　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する